

広島県告示第四百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、庄原市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、庄原市長から届出があつた。

平成十九年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

町・大字 東城町 川西	中組下	耕 地 部	上 欄
			下 欄
町・大字 東城町 川西	中組中	耕 地 部	上 欄
			下 欄
			地 番
			四五七八の五

町・大字 総領町 五箇	城ノ上	山 林 部	上 欄
			下 欄
町・大字 総領町 五箇	奥矢谷	耕 地 部	上 欄
			下 欄
			地 番
			五五の二 五六の二、五七の二、五八の二、六〇の二、六一の二、六二の二、六三の二、六三の三、六四の二、七八の二、七八の三、八〇の三、八〇の四 八〇の五、八四の六から八四の九まで
			矢谷陰地
			愛岩平
			奥矢谷
			矢谷
			奥矢谷

総領町 五箇	町・大字	山 林 部	上 欄
ユヤ谷	字		
乙七七	地 番		
総領町 五箇	町・大字	山 林 部	下 欄
愛岩平	字		

総領町 五箇		町・大字	耕 地 部	上 欄
矢谷		字		
奥矢谷		地 番	山 林 部	下 欄
六五				
八六の一		愛岩山	字	
六二の二				
高野河内		矢谷陰地		
九二、九三、九四の一				
下野沖		矢谷陰地		
一四二から一四四まで、甲一四五、乙一四五、一四六の一、乙一四八、一四九、甲一五〇、乙一五〇及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部				
貴布祢		矢谷陰地		
乙一五一、一五一の二、甲一五一の一、一五二の二、一五二の四及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部				